

2 農薬の取扱い及び使用上の注意

(1) 農薬の購入上の注意

- ア 農薬は、使用対象作物、防除効果、使用基準、薬害、毒性、ほ場やその周辺条件などを総合的に判断し、最適な農薬を選定し、購入する。
- イ 容器のラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、農薬と同様の使用方法を推奨し、農薬的效果をうたった資材は無登録農薬の疑いがあるので購入しない。
- ウ 農薬を購入する場合、具体的に防除計画を立て、必要以上の農薬を購入しないようにする。
- エ 農薬には毒性の強さや性質によって特定毒物（該当する農薬はリン化アルミニウム製剤のみ）、毒物、劇物のいずれかに指定されているものがあり、毒物又は劇物に指定されている農薬の購入に当たっては、販売者に薬剤の名称、数量、購入年月日、氏名、職業、住所等を記載し、押印した書面を提出しなければ購入できない。
- オ 特定毒物である農薬の取扱いは、国、地方公共団体、農業協同組合、その他知事の指定を受けた農業者の組織する団体等に限定されているので、特に注意する。

(2) 農薬の運搬上の注意

- ア 農薬を運搬するときは、容器が破損しないよう厳重に包装して運搬する。特に、クロルピクリンくん蒸剤など、ガス化し易い農薬は厳重な注意が必要である。
- イ 農薬は、飲食物などと一緒に運搬しない。

(3) 農薬散布上の注意

- ア 農薬使用前の準備
 - (ア) 天候の確認
天気予報に注意し、散布後降雨が予想される時は散布作業を行わないようにする。
 - (イ) ほ場の確認
薬剤散布直後に除草などの管理作業のためにほ場に入ることがないように、あらかじめ作業計画を立て、必要な作業は済ませておく。特に、温室等の施設内で農薬散布（注入、くん煙、くん蒸を含む）を行う場合は注意する。
 - (ウ) 使用する農薬のラベルの確認
農薬ラベルに記載されている事項を十分に確認し、農作物及び飼料用農作物に対して農薬を使用する場合は、次の農薬使用基準を必ず守らなければならない。
 - a 適用がない農作物へは使用しないこと。
 - b 定められた使用量・濃度を超えて使用しないこと。
 - c 定められた使用時期（収穫前日数等）を守ること。
 - d 定められた総使用回数以内で使用する。
 - (エ) 保護具の準備
 - a 中毒事故は服装が不完全な人が起こしやすいので、必要に応じ顔、手、足などに保護クリームを塗り、帽子、マスク、長袖の上衣や長ズボンなどの作業衣（防水加工のもの）、ゴム手袋、ゴム長靴などを準備する。特に毒性の強い農薬を使用する場合は防除用の専用マスクを着用する。
 - b 散布液の調製の際も、必ず手袋やマスクをし、できるだけ手や顔などの露出部分を少なくするとともに、保護クリームを塗っておく。
（参考）（一社）日本くん蒸技術協会 HP「農薬散布に使用するマスクの手引き」
http://www.nikkunkyo.or.jp/mask/study_group/guidance15.pdf 参照
 - (オ) 散布器具等の点検・整備
 - a 使用する機具、施設が作業中に故障しないように、定期的に点検整備しておく。特に、ホースの接続部分などの不良や定置配管の破損等による薬液の噴出がないよう注意する。
 - b 温室などの施設内でくん煙・くん蒸など行う場合は、ガス漏れのないよう施設内の細部にわたり点検整備するとともに、その対策をとる。
 - (カ) 農薬の調整
 - a あらかじめ作物の種類や大きさ、病害虫の種類等を考慮して必要な散布液量を正しく把握し、散布の際に過不足が生じないようにする。
 - b 農薬は専用の秤や容器を用いて正確に計量し、所定量の水とよく混合して、使用基準に沿った

希釈倍数の散布液を調整する。なお、農薬によって散布液量が規定されている場合には、それに準ずる。

- c 粒剤や粉剤等を使用する場合、使用基準に沿って対象面積当たりの使用量を正確に計量する。
- d 調製時、水滴がはねかえらないように注意する。特に、急性毒性の強い農薬は、吸入しないように注意して取り扱う。
- e 調製液を散布場所に運搬する場合は、こぼれないよう十分注意する。

(キ) 住宅地等への通知

農薬を散布する場合は、事前に周辺住民（特に、化学物質に敏感な方）に対して、書面や看板等により農薬使用の目的、散布時期、使用農薬の種類について十分な周知に努める。特に、近隣に学校、通学路等がある場合には、学校や保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。公園等では、さらに散布時に立て看板の表示等により、散布区域内に部外者が立ち入らないよう配慮する。

(ク) 体調の確認

睡眠不足の人や病後の人、妊婦や生理中の女性、手や足に傷がある人、皮膚病や薬物に敏感な体質（アレルギー体質など）の人、貧血状態の人、肝臓が悪い人、二日酔いの人、酒気を帯びた人など、不健康な状態や極度に疲労している人は散布作業に従事しない。

(ケ) 緊急時への備え

万一の事故に備えて、薬剤の名称、毒物、劇物の区別などを記録しておくとともに製品安全データシート（MSDS）を準備しておく（中毒事故の際に医者に提出するため）。また、毒性の程度や応急手当法などを調べておく（（付）農薬中毒の応急処置法参照）。

イ 散布作業中の注意点

(ア) 農薬散布直前の確認

農薬散布作業に適した保護具を着用しているか確認する。特に、くん蒸作業を行う場合は、専用の保護マスクを着用し、正しく着用できているかフィットチェックを行う。

(イ) 散布作業中の注意点

- a 散布作業に慣れてくると、油断して取扱いが粗雑になりがちであることから、常に安全な作業を心掛ける。
- b 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶ。また、風向き、ノズルの向き等に注意し、農薬の飛散防止に心掛ける。
- c 風向きを考えて常に身体を風上におき、風下から逐次風上に散布作業を進め、噴霧液や散布粉を直接浴びないようにする。
- d 散布は日中の暑いときを避け、朝夕の比較的涼しい時間に行うとともに、長時間の散布を避ける。
- e 薬剤が皮膚についた場合は、まず水で洗い、その後石けんで洗う。また、散布液をひどく浴びたときは水で体を洗い流し、衣服を着替える（常に予備の着替えを準備しておく）。
- f 温室やビニールハウス等の施設内で散布する場合は、施設内に農薬が充満し、作業者の体に付着したり、吸入し易くなるので、必ず専用の防毒マスクを着用する。くん煙、くん蒸、常温煙霧等の場合も同様であり、処理後 14～15 時間は施設に立入らないようにする。やむを得ず施設に入るときは、専用の防毒マスクを必ず着用する。
- g メソミル剤等は、危害防止のため対象作物が人の胸の高さ以上の場所での使用やハウス内や被覆中の茶園など噴霧のこもりやすい場所での散布は絶対に行わない。
- h 収穫時期が異なる複数の品種、作型等がほ場内に混在する場合、農薬の使用基準に定められた収穫前日数に注意する。

(ウ) 体調の確認

作業中に頭痛、めまい、吐き気など気持ちが悪くなった場合には、直ちに作業をやめ医師の診断を受ける。

ウ 散布作業後の注意

(ア) 散布器具の洗浄

- a 使用した容器や機具を十分に洗浄し、薬液が残っていないことを確認する。
- b 器具等の洗浄液が、河川へ流入したり、地下水を汚染することのない場所で処理する。

(イ) 保護具等の洗浄と保管

作業に使用した衣類は他の衣類とは別に、洗剤を用いてよく洗い、袋に入れるなどして清潔に保

管する。また、汚染防止のため農薬と分けて保管する。

(ウ) 身体の洗浄

手足はもちろん、全身を石けんでよく洗う。散布後に食事等をする場合には、必ず手や顔をよく洗い、同時にうがいをする。

(エ) 散布作業後の体調管理

作業後及びその晩は、次の点に注意すること。

- ・気分が少しでも悪くなったら、医師の診断を受ける。
- ・医師の診断を受ける際には、農薬散布作業の内容と使用農薬名を情報提供する。
- ・飲酒をしない。
- ・夜ふかしをしない。
- ・激しいスポーツは行わない。

(オ) 生産履歴の記帳

農薬の使用年月日、場所及び対象作物等、使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管する。

(カ) 農薬の空容器・空袋の処理

- a 農薬は使い切るようにする。
- b 使用済み容器は3回以上洗浄する。この洗浄液等は、農薬散布液の調整に用いるなど、圃場内で処理する。
- c 空容器は、他の用途で使わない。
- d 空容器・空袋は廃棄物処理業者などに処理を委託する。

(4) 農薬の保管・管理

農薬は、長期間保管しておくとも品質に変化が生じる可能性があるため、必ず計画的に購入するとともに、ラベルに表示されている有効年月に注意し、有効年月の早いものから先に使用する。また、イの地震対策についても充分留意し、事故が起こらないよう努める。

ア 農薬を保管するときは、次の点を厳守する。

- (ア) 薬剤は密封して、必ず専用の保管庫に保管する。
- (イ) 保管庫には必ず鍵をかけ、盗難や紛失の防止、その他誤用のないようにする。
- (ウ) 保管している毒物及び劇物に該当する農薬が盗難にあった場合には、直ちに警察に届ける。
- (エ) 保管庫は、薬剤が飛散したり、地下にしみ込んだり、流出する恐れのない構造であるものとする。
- (オ) 毒物及び劇物に該当する農薬の保管庫には「医薬用外」の文字及び毒物は赤地に白で「毒物」、劇物は白地に赤で「劇物」の文字を表示する。
- (カ) 薬剤を他の容器へ移しかえてはならない（特に飲食物の容器には入れないこと）。
- (キ) 容器の破損などによりやむを得ず移し替えたものを保管する場合には、この容器に次の事項を記載しておくとともに元の容器のラベル等を保管しておく。
 - a 名称、その成分及び含有量
 - b 毒物及び劇物に該当する場合は「医薬用外」の文字、及び赤地に白で「毒物」、白地に赤で「劇物」の文字
- (ク) 薬剤は、日光の当たるところ、湿度の高いところには置かない。
- (ケ) 農薬の中には、消防法に定める危険物の規制を受けるものがあり、取り扱う際には、許可・届出が必要である（(付) 消防法について参照）。

イ 地震対策として次の点に留意し保管する。

- (ア) 保管庫が転倒しないように壁や床に固定する。
- (イ) 保管庫等が低地にある場合は浸水等の恐れのない高いところへ移す。
- (ウ) びん等転倒時に破損しやすいものは、保管庫内の下段に置き、庫内での転倒防止策を講じておく。
- (エ) 地震発生時に備え、農薬の流出・飛散を防止するため、土・砂・ベントナイト等を常備しておく。
- (オ) 警戒宣言が発令された場合は安全確認点検を行う。

(5) 農薬の空容器及び空袋、廃農薬の適正処理

ア 農薬の空容器及び空袋（産業廃棄物に該当）等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、野焼き等の焼却行為が禁止されていることから、排出事業者責任のもと、収集運搬及び処分業者との委託契約の締結、マニフェスト（産業廃棄物管理票）事務等、的確に履行し、適正に処理する。

イ 廃農薬（産業廃棄物に該当）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者責任のもと、収集運搬及び処分業者との委託契約の締結、マニフェスト（産業廃棄物管理票）事務等、的確に履行し、適正に処理する。

(6) 住宅地周辺、公園・街路樹等における病虫害防除

学校、保育所、病院等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園及び市民農園においては、農薬飛散による被害の発生を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。また、環境省水・大気環境局土壌環境課の作成した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」(https://www.env.go.jp/water/dojo/novaku/hisan_risk/manual1_kanri.html)を参照する。

ア 病虫害や被害の早期発見に努め、定期的に農薬を散布するのではなく、発生状況に応じた適切な防除を行う。

イ 病虫害に強い品種や耕種的防除、物理的防除を活用し、農薬使用の回数及び量を削減する。特に公園等ではせん定や捕殺を優先的に行い、農薬を使用する場合は誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用する。やむを得ず散布する場合は最小限の区域に止め、臭いの強い農薬、かぶれを起こしやすい農薬、毒性の強い農薬は避けるようにする。

ウ 公園、街路樹等における病虫害防除では、いくつかの農薬を混ぜて使用する「現地混用」は行わない。

エ 周辺住民等から体調不良などの相談があった場合には、適切に対応する。

(7) クロルピクリンくん蒸剤等を使用する際の注意点

ア クロルピクリンくん蒸剤等を温室やビニールハウス等の施設内で使用する場合は、隔離式有機ガス用の防毒マスクを必ず着用して作業するとともに、施設外にガスが漏れないよう常に点検する。また、終了後は必ず施設の出入口を施錠し、消毒中の表示をする。

イ クロルピクリンくん蒸剤等を屋外で使用する場合は、住宅地等周辺や、一時に広範囲に使用しないとともに、作業者は専用の防毒マスクを必ず着用する。また、その他周辺の環境条件を十分配慮し、危害が起こらないよう農薬を使用した土壌を一定期間被覆するなど、万全な措置を講ずるとともに、消毒中の表示をする。

ウ クロルピクリンくん蒸剤等を使用したほ場や施設等については、ガスもれによる危害が起こらないよう数日間は巡回点検するとともに、施設では出入口に施錠や立札をするなど、作業に関係のない者が立入らないようにする。

(8) 農薬の適用外、目的外使用の禁止

農薬の適用外、目的外使用による事故が全国的に多発し、社会問題になっている。特に、農作物を害する野生生物（ハクビシン、イノシシ等）を駆除する目的の使用（適用外使用）や野良猫やカラス等の忌避を目的とした使用（目的外使用）が発生している。

農薬に対する不信感を招かないためにも、農薬は正しく、安全に使用・管理し、適用外使用・目的外使用は絶対に行わない。

(9) 事故発生時の連絡等

万一、農薬使用・保管等に伴う事故が発生した場合は、関係機関に速やかに連絡し、指示に従うこと。

ア 毒物・劇物に該当する農薬等が飛散し、若しくは漏れるなどして不特定又は多数の人に被害が及びそうな場合 ……消防署、警察署、保健所又は農林事務所

イ 毒物・劇物に該当する農薬の盗難や紛失した場合 ……警察署